

岩手県宮古保健所長告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年7月14日

宮古保健所長 柳原博樹

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0370200537	訪問看護ステーションメディケア	宮古市崎鉾ヶ崎第1地 割字寒風11番地26	株式会社メディケア・システム	平成21年4月1日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0360290027	宮古第一病院訪問看護ステーション	宮古市保久田8番37号	特定医療法人弘慈会	平成21年4月1日
0360290035	訪問看護ステーションかがやきナー スケア	宮古市保久田5番4号	株式会社かがやきライ フ	〃